

高浜市生ごみ減量化促進補助金の制度をご活用ください！

高浜市では、さらなるごみ減量を図るため、高浜市生ごみ堆肥化促進補助金の制度を改正し、新たに高浜市生ごみ減量化促進補助金と名称を変更します。

新制度では、生ごみ処理機器を購入した方に直接補助金を交付します。また、通信販売等による購入も補助の対象となります。

■補助の対象となる生ごみ処理機器の種類

生ごみ処理機器の種類	定義
生ごみ処理機	生ごみを温風若しくは加熱により乾燥させ、又は微生物の働きによる分解をすることにより、減量化、減容化又は堆肥化をする電動式の機械（耐久性があつて、衛生的、かつ、水分等を地中に浸透させない構造であるものに限る。）
生ごみ処理容器 （コンポスト等）	上部にふたはあるが、底部がなく、生ごみの水分が地中に浸透するもので、悪臭、害虫等を発生させない構造で容積が100リットル以上のもの

■補助の対象となる生ごみ処理機器、補助金額

生ごみ処理機器の種類	補助基数	補助金額
生ごみ処理機 （乾燥式・バイオ式等）	1世帯 1基まで	購入金額の1/2(100円未満切り捨て) (上限：30,000円)
生ごみ処理容器 （コンポスト等）	1世帯 2基まで	購入金額の1/2(100円未満切り捨て) (1基あたり上限：3,000円)

※処理機は補助金の交付後5年、処理容器は補助金の交付後3年を経過したときは、再購入も補助の対象となります。

■補助対象者

- ・市内に住所を有する個人であること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・販売店から生ごみ処理機等を購入していること（通信販売含む）

※オークションサイト、フリマアプリ等の個人から購入する場合は対象外。

※中古品の購入は対象外。

■補助金申請の流れ

①販売店で補助対象の生ごみ処理機器を購入

販売店から領収書、保証書（処理機の場合のみ）を受け取る。

※領収書に必要な記載事項

- ・購入者氏名

- 購入日
- 購入金額
- 商品名、機種名、メーカー名
- 販売店名、販売店住所

②申請（購入日又は納品日のいずれか遅い日から3か月以内に申請書に以下の書類を添えて市の窓口へ直接提出してください。郵送での受付は行いません。）

高浜市生ごみ減量化促進補助金交付申請書

※生ごみ処理機器の購入者（領収書の名義人）が申請者です。

領収書の写し

※購入者氏名、購入日、購入金額、商品名、機種名、メーカー名、販売店名及び販売店住所が必要です。

保証書の写し（生ごみ処理機の場合のみ）

納品書（購入日から3か月を経過した後に申請する場合のみ）

市税の完納証明書（市税務グループで取得できます）

③市より交付決定通知

申請者の住所へ、高浜市生ごみ減量化促進補助金交付決定通知書を送付します。

④請求

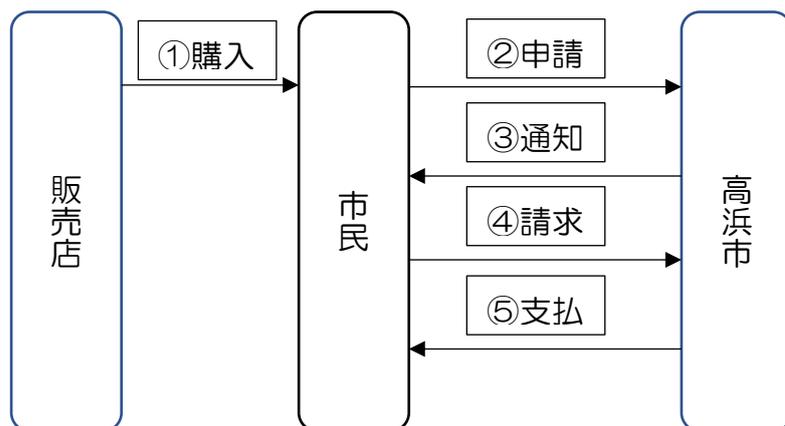
高浜市生ごみ減量化促進補助金交付請求書

※押印が必要です。

⑤市より申請者へ支払い

補助金交付請求書受理後、30日以内に指定の口座に振り込みます。

■手続きフロー図



■注意事項

予算がなくなり次第受付を終了します。

■問い合わせ先

高浜市役所市民部経済環境グループ

電話：0566-95-9519（ダイヤルイン） 0566-52-1111（内線：264）